

(2) 定員、在所者数、利用率

施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設は 399,352 人、介護老人保健施設は 309,346 人、介護療養型医療施設は 119,825 人となっており、在所者数は、それぞれ 392,547 人、280,589 人、111,099 人で、利用率は3施設とも9割を超えている（表11）。

表 11 施設の種別別にみた定員、在所者数、利用率

各年10月1日現在			
	定員（人）	在所者数（人）	利用率（%）
介護老人福祉施設			
平成18年	399 352	392 547	98.3
平成17年	383 326	376 328	98.2
介護老人保健施設			
平成18年	309 346	280 589	90.7
平成17年	297 769	269 352	90.5
介護療養型医療施設			
平成18年	119 825	111 099	92.7
平成17年	129 942	120 448	92.7

注：介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である

(3) 定員規模別施設数

施設の定員規模別に施設数をみると、介護老人福祉施設は「50～59人」が42.8%、介護老人保健施設は「100～109人」が40.9%、介護療養型医療施設は「1～9人」が26.1%と、それぞれ最も多くなっている（表12）。

表 12 定員規模別にみた施設数及び構成割合

平成18年10月1日現在							
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		
	施設数	構成割合（%）	施設数	構成割合（%）	施設数	(再掲)診療所	構成割合（%）
総数	5 716	100.0	3 391	100.0	2 929	924	100.0
1～9人	・	・	1	0.0	764	620	26.1
10～19	・	・	2	0.1	564	304	19.3
20～29	・	・	7	0.2	297	・	10.1
30～39	185	3.2	18	0.5	242	・	8.3
40～49	57	1.0	35	1.0	258	・	8.8
50～59	2 445	42.8	333	9.8	203	・	6.9
60～69	361	6.3	162	4.8	169	・	5.8
70～79	525	9.2	236	7.0	31	・	1.1
80～89	993	17.4	555	16.4	43	・	1.5
90～99	178	3.1	296	8.7	73	・	2.5
100～109	588	10.3	1 386	40.9	62	・	2.1
110～119	117	2.0	36	1.1	37	・	1.3
120～129	86	1.5	67	2.0	41	・	1.4
130～139	57	1.0	32	0.9	13	・	0.4
140～149	21	0.4	43	1.3	11	・	0.4
150人以上	103	1.8	182	5.4	121	・	4.1

注：介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(4) 室定員別室数

各施設における室定員別室数をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の個室が前年に比べ増加している（表13）。

表13 施設の種別別にみた室定員別室数

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	平成18年	平成17年	対前年 増減率(%)	平成18年	平成17年	対前年 増減率(%)	平成18年	平成17年	対前年 増減率(%)
総数	191 147	172 000	11.1	121 592	115 425	5.3	40 675	44 115	△ 7.8
個室	102 524	83 120	23.3	46 827	42 791	9.4	8 337	9 112	△ 8.5
ユニット型	59 028	39 271	50.3	9 141	11 130	△ 17.9	101	.	.
その他	43 496	43 849	△ 0.8	37 686	31 661	19.0	8 236	.	.
2人室	25 256	25 182	0.3	17 101	16 650	2.7	7 447	8 122	△ 8.3
ユニット型	125	98	27.6	25	412	△ 93.9	-	.	.
その他	25 131	25 084	0.2	17 076	16 238	5.2	7 447	.	.
3人室	2 370	2 298	3.1	2 341	2 258	3.7	4 085	4 440	△ 8.0
4人室	59 746	59 932	△ 0.3	55 323	53 726	3.0	20 261	21 700	△ 6.6
5人以上室	1 251	1 468	△ 14.8	.	.	.	545	741	△ 26.5

注：「ユニット型」とはユニットの中の居室（療養室）であり、「その他」とはユニット型以外の居室（療養室）である。

(5) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、全施設（5,716施設）のうち、ユニットケアを実施している施設は1,116施設で、そのうち「ユニット型」が700施設、「一部ユニット型」が416施設となっており、平均ユニット数はそれぞれ7.1、3.0となっている（表14）。

表14 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況

平成18年10月1日現在

	総数		ユニット型		一部ユニット型	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
ユニットケア実施施設数	1 116	(19.5)	700	(12.2)	416	(7.3)
ユニットケア実施施設の定員(人)	59 278	(14.8)	47 393	(11.9)	11 885	(3.0)
平均ユニット数	5.6		7.1		3.0	
1ユニット当たりの定員(人)	9.6		9.6		9.6	

注：1) 介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう)により、一体的に構成される場所をいう。

2) 割合(%)は、全施設(5,716施設)、定員(399,352人)に占める割合である。

(6) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、全施設（3,391施設）のうち、ユニットケアを実施している施設は204施設で、そのうち「ユニット型」が57施設、「一部ユニット型」が147施設となっており、平均ユニット数はそれぞれ、8.1、3.0となっている（表15）。

表15 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況

平成18年10月1日現在

	総数		ユニット型		一部ユニット型	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
ユニットケア実施施設数	204	(6.0)	57	(1.7)	147	(4.3)
ユニットケア実施施設の定員(人)	9 191	(3.0)	4 726	(1.5)	4 465	(1.4)
平均ユニット数	4.5		8.1		3.0	
1ユニット当たりの定員(人)	10.1		10.2		10.0	

注：1) 介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう)により、一体的に構成される場所をいう。

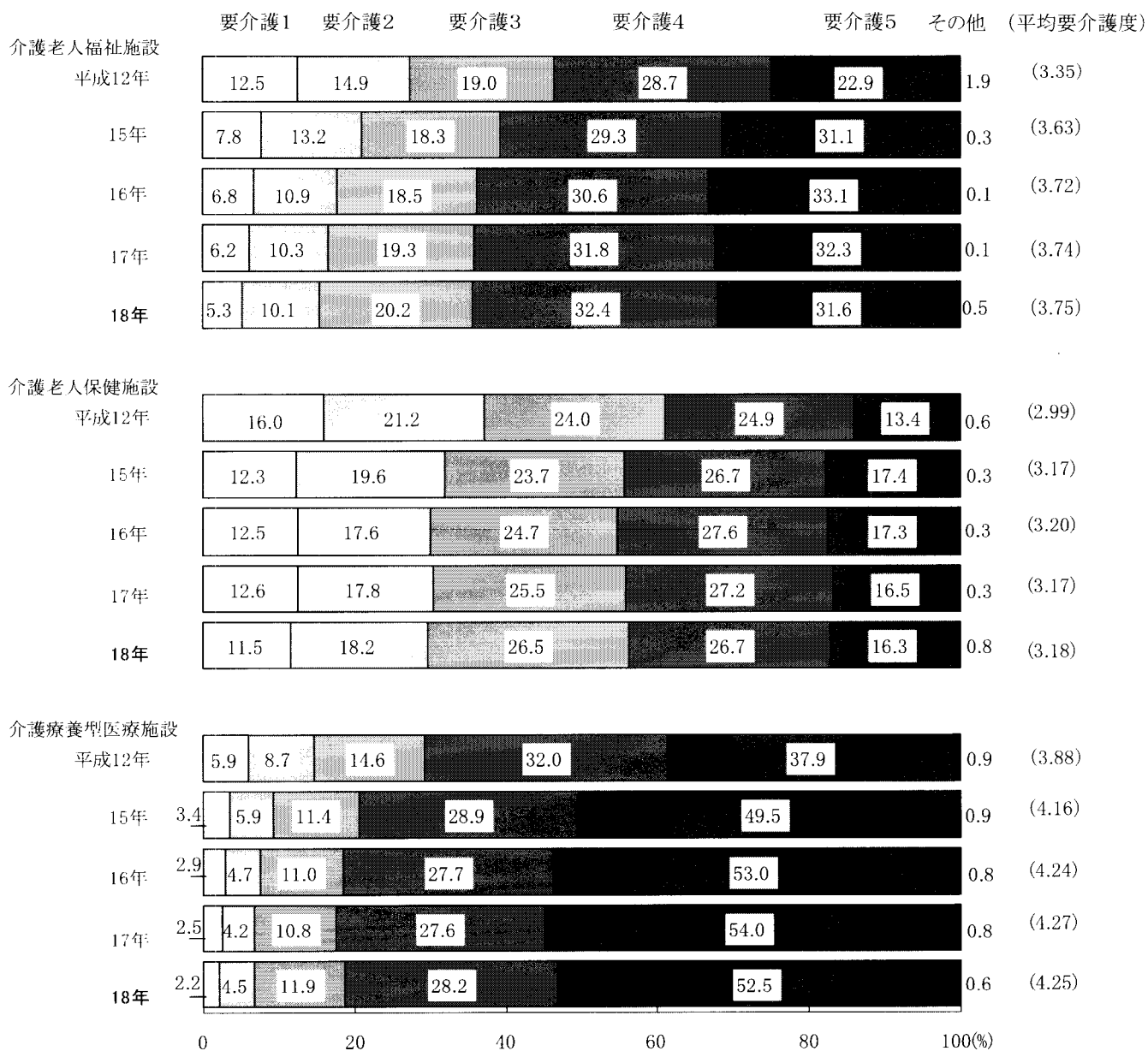
2) 割合(%)は、全施設(3,391施設)、定員(309,346人)に占める割合である。

(7) 要介護度別在所要者数

在所要者を要介護度別にみると、介護老人福祉施設では「要介護4」が32.4%、介護老人保健施設では「要介護4」が26.7%と最も多い。介護療養型医療施設では「要介護5」が52.5%と最も多く、在所要者数の5割を超えている。(図6)

図6 要介護度別にみた在所要者数（構成割合）の年次推移

各年10月1日現在



注：平均要介護度は以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所要者の要介護度の合計}}{\text{要介護1～5までの在所要者数の合計}}$$

4 介護保険施設の利用者の状況

調査対象期間中（平成18年9月1日～30日）に介護保険施設を利用した者の推計数である。

(1) 性・年齢階級別在所要者数

平成18年9月末の在所要者を性別にみると「男」が22.6%、「女」が77.4%となっている。

年齢階級別にみると介護老人福祉施設では「90歳以上」が32.4%、「85～89歳」が24.3%、介護老人保健施設では「90歳以上」が28.7%、「85～89歳」が25.1%、介護療養型医療施設では「90歳以上」が30.1%、「85～89歳」が22.1%となっており、前回調査の平成15年と比較すると3施設とも90歳以上の割合が増えている。

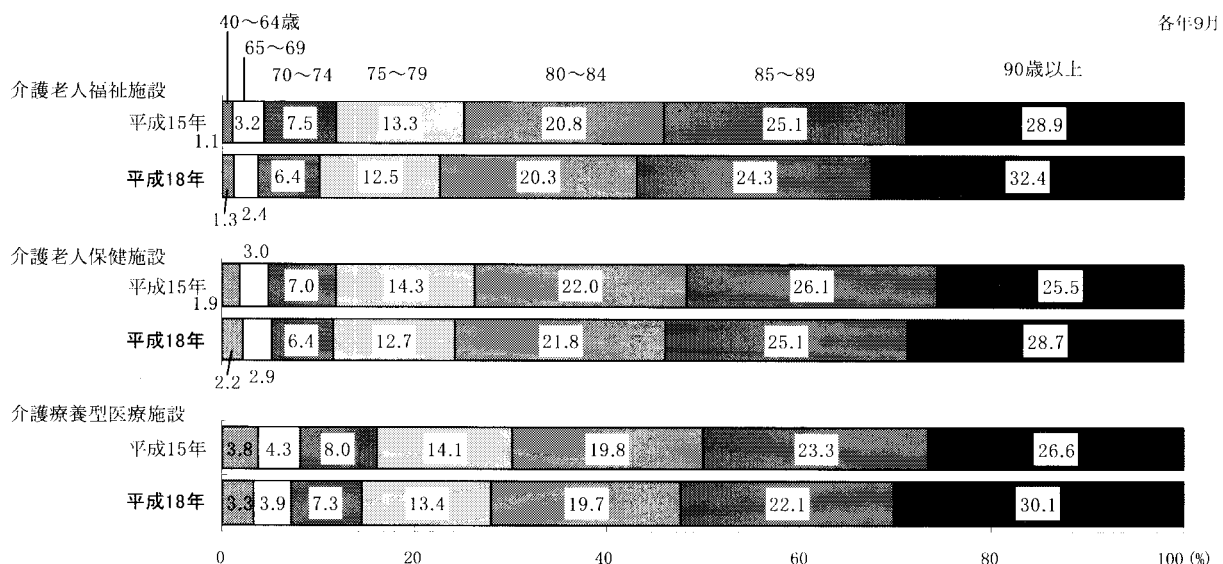
また、第2号被保険者（65歳未満の者）は、介護療養型医療施設が3.3%となっている。（表16、図7）

表16 性・年齢階級別在所要者数及び構成割合

平成18年9月				
	介護保険施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	在所要者数(人)			
総数	784 235	392 547	280 589	111 099
男	176 938	80 718	66 847	29 373
女	607 297	311 829	213 742	81 726
40～64歳	15 068	5 232	6 159	3 677
65～69	21 906	9 531	8 074	4 302
70～74	51 411	25 266	17 989	8 157
75～79	99 445	48 915	35 662	14 868
80～84	162 718	79 690	61 168	21 859
85～89	190 298	95 394	70 370	24 533
90歳以上	241 160	127 381	80 392	33 387
	構成割合(%)			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
男	22.6	20.6	23.8	26.4
女	77.4	79.4	76.2	73.6
40～64歳	1.9	1.3	2.2	3.3
65～69	2.8	2.4	2.9	3.9
70～74	6.6	6.4	6.4	7.3
75～79	12.7	12.5	12.7	13.4
80～84	20.7	20.3	21.8	19.7
85～89	24.3	24.3	25.1	22.1
90歳以上	30.8	32.4	28.7	30.1

注：総数には年齢不詳を含む。

図7 年齢階級別在所要者数の構成割合



(2) 在所者の認知症の状況

在所者の認知症高齢者の日常生活自立度をみると、介護老人福祉施設は「ランクⅢ」が34.3%、「ランクⅣ」が28.1%、介護老人保健施設は「ランクⅢ」が35.4%、「ランクⅡ」が29.5%、介護療養型医療施設は「ランクⅣ」が34.3%、「ランクⅢ」が32.8%となっている（表17）。

表17 認知症のランク別にみた在所者数及び構成割合

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	在所者数(人)	構成割合(%)	在所者数(人)	構成割合(%)	在所者数(人)	構成割合(%)
総 数	392 547	100.0	280 589	100.0	111 099	100.0
認知症あり	377 686	96.2	262 400	93.5	105 348	94.8
ランクⅠ	28 588	7.3	35 367	12.6	5 455	4.9
ランクⅡ	79 185	20.2	82 827	29.5	14 504	13.1
ランクⅢ	134 507	34.3	99 299	35.4	36 408	32.8
ランクⅣ	110 391	28.1	39 260	14.0	38 136	34.3
ランクⅤ	25 016	6.4	5 648	2.0	10 845	9.8
認知症なし	13 500	3.4	17 224	6.1	3 640	3.3

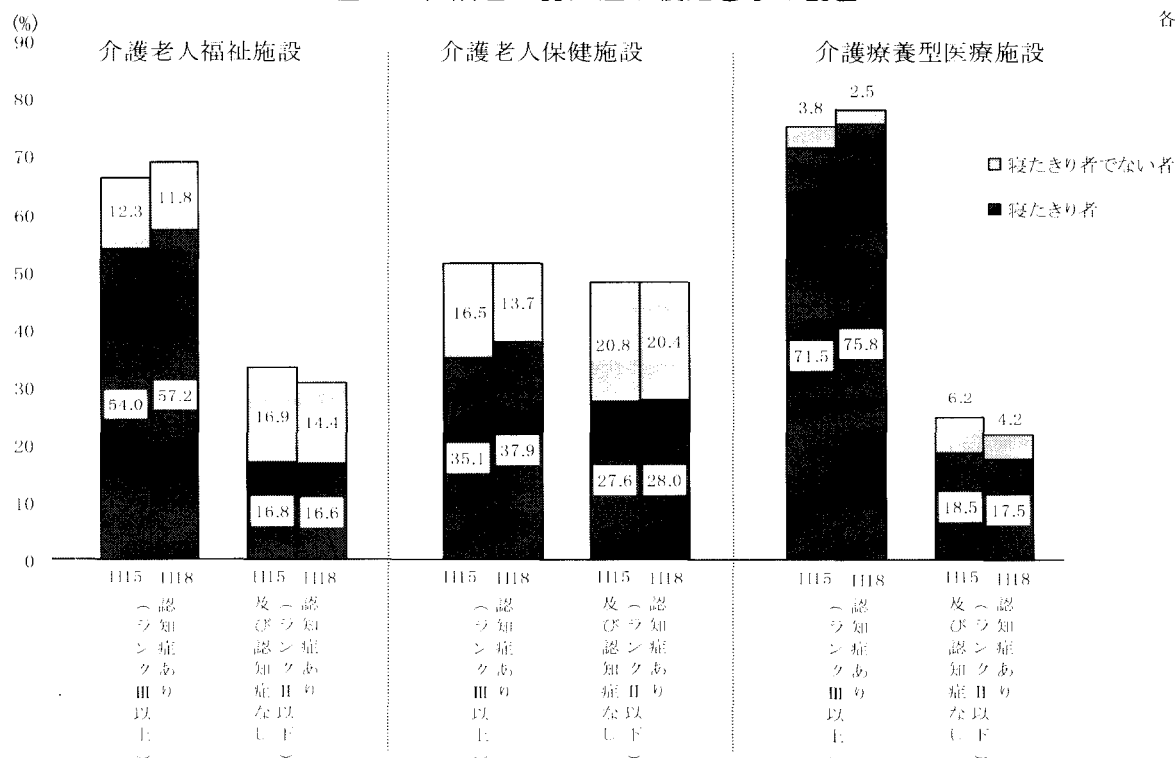
平成18年9月

注：1) 総数には認知症の状況不詳を含む。
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況

在所者の認知症と寝たきりの状況を、前回調査の平成15年と比較すると3施設とも「認知症あり（ランクⅢ以上）で寝たきり者」の割合が増えている（図8）。

図8 在所者の認知症と寝たきりの割合



各年9月

注：1) 全在所者を100とする（寝たきり者の状況及び認知症の状況の不詳を除く）。
2) 「寝たきり」のランクは、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。

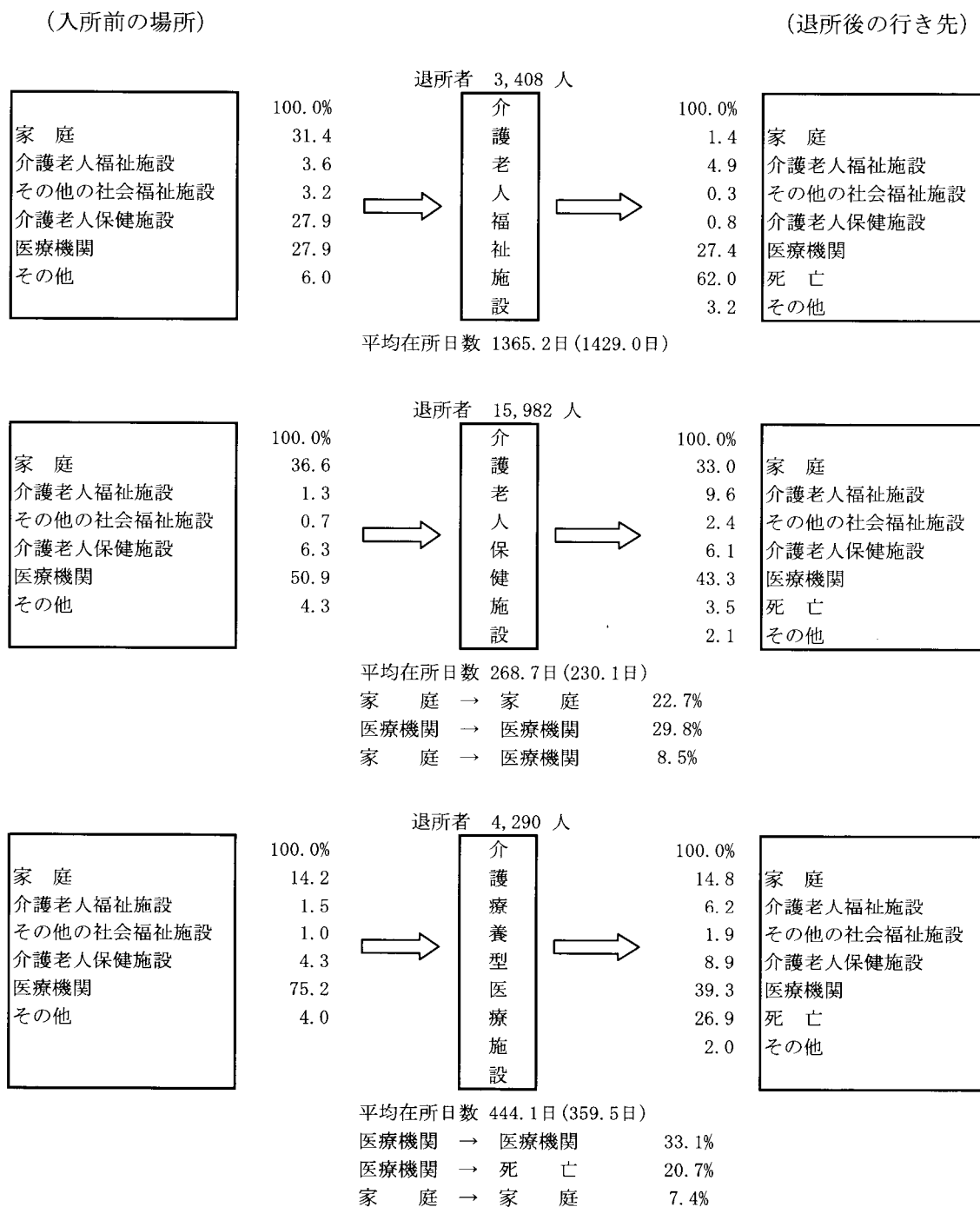
(4) 退所者の入退所の経路

9月中の退所者について入所前の場所をみると、介護老人福祉施設は「介護老人保健施設」、「医療機関」27.9%、介護老人保健施設は「医療機関」50.9%、介護療養型医療施設は「医療機関」75.2%となっている。

また、退所後の行き先をみると、介護老人福祉施設では「死亡」が62.0%、介護老人保健施設では「医療機関」43.3%、介護療養型医療施設では「医療機関」39.3%となっている。(図9)

図9 退所者の入退所の経路

平成18年9月



注：1) 「その他」には不詳を含む。

2) 平均在所日数の () 内は、平成15年の数値である。

(5) 利用料の状況（9月中）

9月中の在所者の1人当たり平均利用料をみると、介護老人福祉施設で53,738円、介護老人保健施設で80,808円、介護療養型医療施設で88,826円となっている（表18）。

利用料の内訳をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は食費と居住費で利用料全体の約5割となっており、介護療養型医療施設においても4割を超えている（図10）。

表18 要介護度別1人当たり平均利用料

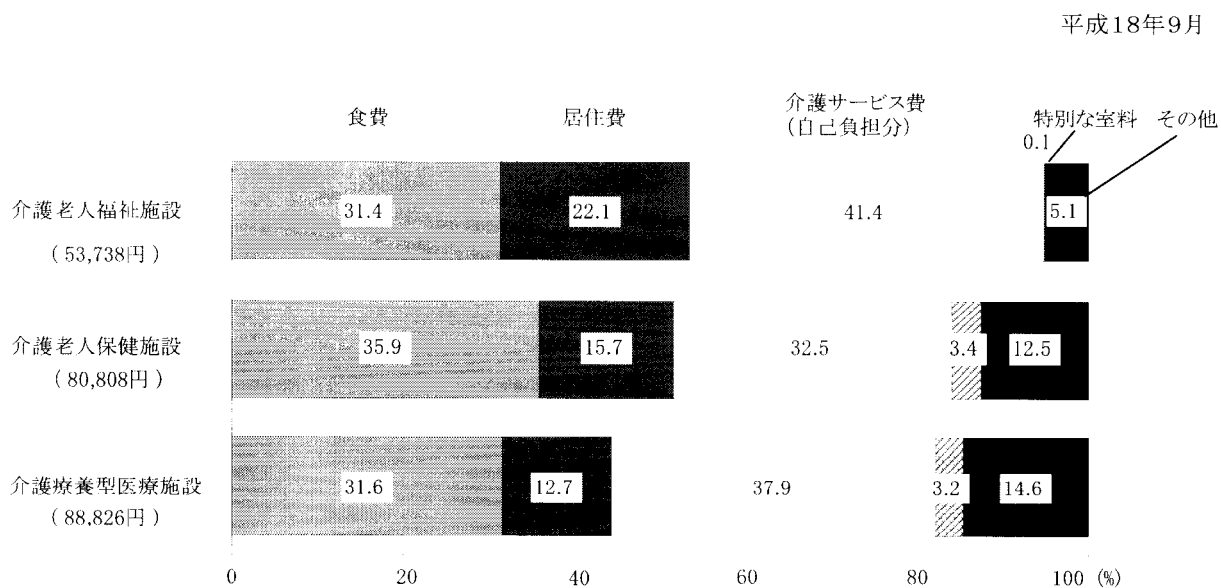
(単位:円) 平成18年9月

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	53,738	80,808	88,826
要介護1	49,310	75,173	77,390
要介護2	51,983	76,878	78,538
要介護3	54,087	81,260	86,227
要介護4	55,126	83,205	87,283
要介護5	53,416	84,942	91,800

注：1) 総数にはその他を含む。

2) 利用料は、食費、居住費、介護サービス費（自己負担分）、特別な室料、特別な食費、理美容費、日用生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

図10 利用料の構成割合



注：1) () 内は、各介護保険施設における在所者1人当たりの平均利用料である。

2) 「その他」は、特別な食費、理美容費、日用生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

5 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況

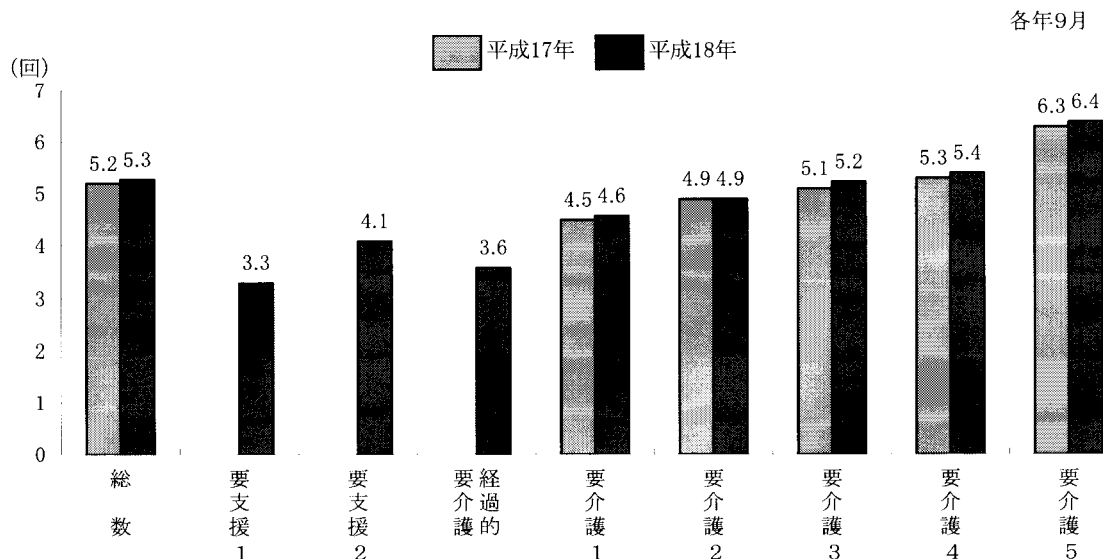
利用者の状況を見ると、平成18年9月中の利用者数は 232,094人、延利用者数は 1,224,754人となっており、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは3.8回、介護サービスでは5.3回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると「要介護5」が6.4回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。（表19、図11）

表19 訪問看護ステーションの利用者数、延利用者数、9月中の利用者1人当たり訪問回数、要介護（要支援）度別

	平成18年9月			
	利用者数(人)	延利用者数(人)	9月中の利用者1人当たり訪問回数	
			平成18年	平成17年
総数	232,094	1,224,754	5.3	5.2
介護予防サービス	10,747	41,003	3.8	・
要支援1	3,650	12,018	3.3	・
要支援2	6,943	28,389	4.1	・
介護サービス	221,347	1,183,751	5.3	・
経過的要介護	4,107	14,698	3.6	・
要介護1	40,991	187,590	4.6	4.5
要介護2	39,419	194,611	4.9	4.9
要介護3	39,299	205,529	5.2	5.1
要介護4	41,287	223,077	5.4	5.3
要介護5	53,955	344,973	6.4	6.3

注：利用者は介護保険法の利用者であり、「介護予防サービス」には「要支援認定申請中」「その他」を含み、「介護サービス」には「要介護認定申請中」「その他」を含む。

図11 訪問看護ステーションの要介護（要支援）度別にみた9月中の利用者1人当たり訪問回数



注：1) 利用者は介護保険法の利用者であり、「総数」には「介護予防サービス」の「要支援認定申請中」「その他」を含み、「介護サービス」の「要介護認定申請中」「その他」を含む。
 2) 「経過的要介護」は改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けた者とみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。

これより、調査対象期間中（平成18年9月1日～30日）に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

(2) 性・年齢階級別利用者数

平成18年9月中の訪問看護ステーションの利用者数は291,907人で、介護保険法の利用者は、79.5%となっている。性別でみると、「男」は121,656人(41.7%)、「女」は170,251人(58.3%)となっており、年齢階級別にみると、介護保険法では「80～89歳」が38.5%、健康保険法等では「40～64歳」が34.4%と最も多くなっている。(表20)

表20 支払い方法別にみた性・年齢階級別利用者数及び構成割合

		平成18年9月		
		総数	介護保険法	健康保険法等
総数		291 907 (100.0)	232 094 (79.5)	59 813 (20.5)
男		121 656	92 493	29 163
女		170 251	139 601	30 650
40歳未満		8 619	.	8 619
40～64歳		35 650	15 073	20 578
65～69		21 170	15 660	5 510
70～79		83 066	68 496	14 570
80～89		98 075	89 303	8 773
90歳以上		44 301	42 831	1 469
		構 成 割 合 (%)		
総数		100.0	100.0	100.0
男		41.7	39.9	48.8
女		58.3	60.1	51.2
40歳未満		3.0	.	14.4
40～64歳		12.2	6.5	34.4
65～69		7.3	6.7	9.2
70～79		28.5	29.5	24.4
80～89		33.6	38.5	14.7
90歳以上		15.2	18.5	2.5

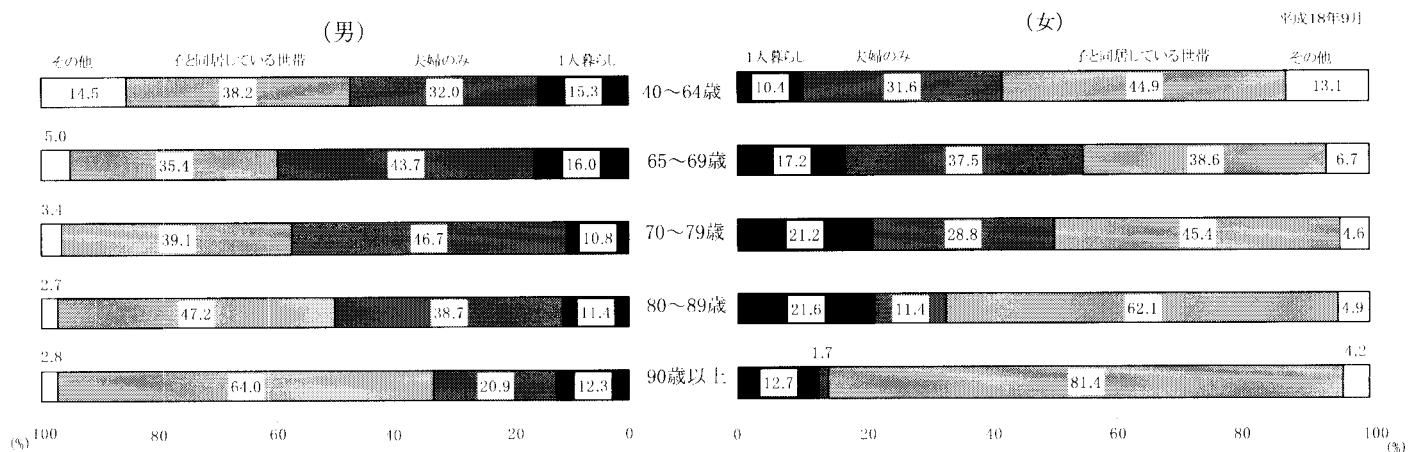
注：1) 総数には、年齢不詳を含む。

2) 「健康保険法等」の利用者は、介護保険法の支払いがなく、老人保健法及びそれ以外の政府管掌健康保険等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

(3) 同居家族の状況

訪問看護ステーションの利用者について同居家族の構成を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっており、65歳～79歳では男は「夫婦のみ」が多く、女は「子と同居している世帯」が多くなっている。80歳以上では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっている(図12)。

図12 性・年齢階級別にみた同居家族の状況(構成割合)



注：利用者は介護保険法の利用者であり「介護予防サービス」の「要支援認定申請中」「その他」を含み、「介護サービス」の「要介護認定申請中」「その他」を含む。

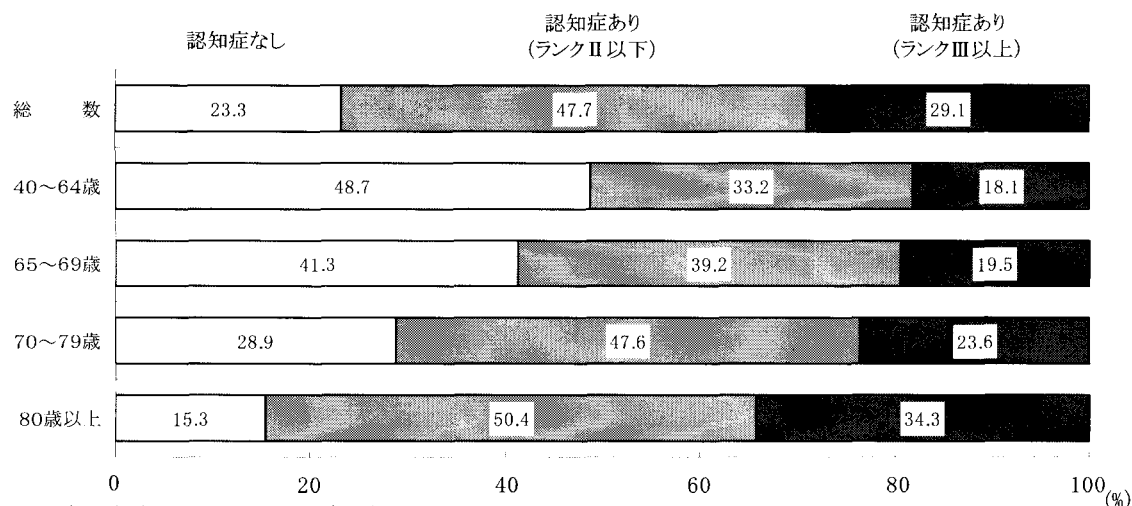
(4) 利用者の認知症の状況

年齢階級別に認知症高齢者の日常生活自立度の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80歳以上では、3人に1人が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図13）。

また、認知症高齢者の日常生活自立度の状況を要介護（要支援）度別にみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では要介護5が5割を超えている（図14）。

図13 年齢階級別にみた認知症高齢者の日常生活自立度の構成割合
(介護保険法による利用者)

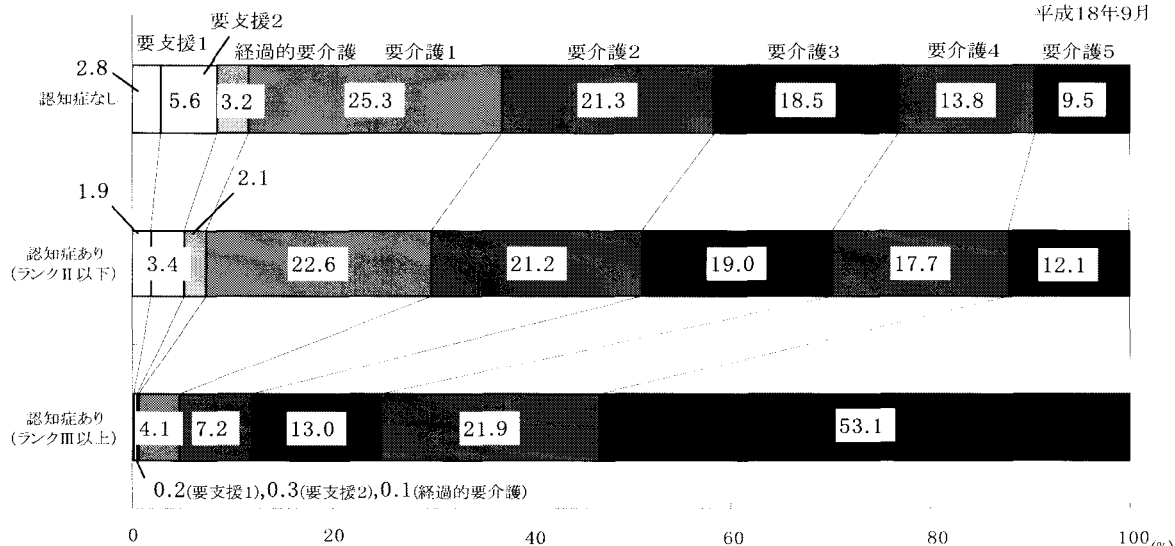
平成18年9月



注：1) 認知症の状況には不詳を含まない。
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図14 認知症高齢者の日常生活自立度別にみた要介護（要支援）度の構成割合
(介護保険法による利用者)

平成18年9月



注：1) 認知症の状況には不詳を含まない。
2) 「経過的要介護」は改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けた者とみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。
3) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。